

部落差別解消へ同和問題の正しい理解を

部落差別問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年(1969年)から33年間、特別措置法に基づく、地域改善対策を行ってきました。結果、同和地区の生活環境に対する住宅などの整備は着実に進み、他の地区との格差は大きく改善されました。

しかし残念ながら今なお、インターネット上の差別的書き込み等の事案は存在しています。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も発生しており、部落差別の解消を妨げる要因となっています。

そこで平成28年(2016年)12月、部落差別解消推進法が施行されました。同法は「部落差別」の名が入った初めての法律です。差別や偏見に基づく行為は他人の人格や尊厳を傷つけるもので、決して許されるものではありません。同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

【部落差別解消推進法のポイント】

現在もなお、部落差別が存在するという認識を法律でしめた

部落差別は憲法に照らして『許されないもの』『解消すべき重要な課題である』と明記した

部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性を明記した

そうごう 総合センターで相談しませんか

そう だん めい 相 談 名	そう だん にち じ 相 談 日 時
せいかつじんけんそうだん 生活人権相談	げつ きんようび ごぜん じ ごご じ 月～金曜日の午前9時～午後5時
ほけんそうだん ほけん きょうりよく 保健相談(保健センター協力)	まいつき だい もくようび ごご じはん じ 12月 2日(毎月、第1木曜日)、午後1時半～3時
そうだん がくしゅうかい セクシュアル・マイノリティ相談・学習会	まいつき だい もくようび ごご じ ふん じ 12月23日(毎月、第4木曜日)、午後1時30分～4時
※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者。性別違和、同性愛の人たちなど)の相談・学習会は当事者でない方も参加できます。事前予約された方を優先(☎758-8398)無料	
こそだ そうだん 子育て相談	げつ きんようび ごぜん じ ごご じ 月～金曜日の午前9時～午後5時

総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体」を使用しています。